

固定資産税(償却資産)の軽減制度について

令和5年12月現在

固定資産税(償却資産)の軽減制度には、①非課税 ②課税標準の特例 ③減免があります。軽減制度の対象となる資産は、地方税法や市税条例で定める要件を満たすものに限られます。軽減制度の適用を受けるには、償却資産申告書をご提出のうえ、各種軽減の申告書又は申請書及び下表記載の必要な書類をあわせてご提出ください。(非課税申告書、減免申請書については新様式になっており、山形市ホームページよりダウンロードできます。)

各種軽減の申告書又は申請書が必要な方、必要な書類等にご不明な点がある方は、下記お問合せ先までご連絡ください。

下記は一例です。下記以外に軽減制度の対象となると思われる場合はお問い合わせください。

① 非課税

提出書類: 固定資産税非課税申告書及び下記記載の必要な書類

根拠法令		対象資産	必要な書類
地方税法 第348条	第2項 第9号	学校法人等が設置する学校において保育又は教育の用に供する固定資産	履歴事項全部証明書 定款 等
	第10号 の2~6	社会福祉法人等が以下の用に供する固定資産 ・ 小規模保育事業 ・ 児童福祉施設(認可保育所等) ・ 認定こども園 ・ 老人福祉施設 ・ 障害者支援施設	履歴事項全部証明書 定款 確認通知書 等
	第11号 の5	社会医療法人が救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産	履歴事項全部証明書 定款 等
	第4項	協同組合、健康保険組合等が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫 (※)事務所及び倉庫に通常設備される器具、備品等のうち比較的簡易なものも含まれます。	履歴事項全部証明書 定款 等

② 課税標準の特例

提出書類: 固定資産税(償却資産)課税標準の特例申告書及び下記記載の必要な書類

根拠法令	対象資産	課税割合	必要な書類
地方税法 第349条の3	第2項	ガスの製造及び供給の用に供する固定資産 最初の5年間 1/3 その後の5年間 2/3	
	第27項	家庭的保育事業の用に供する固定資産	1/3 ※1 許可通知書
地方税法 附則第15条	第2項	公害防止設備	※2 許可証
	第25項	再生可能エネルギー発電設備	※2 認定通知書
	第32項	特定事業所内保育事業(企業主導型保育事業)の用に供する固定資産	補助開始から5年間 1/3 ※3 特例適用年の運営費 助成決定通知書
従前の地方税法附則第64条 地方税法附則第15条第45項	先端設備等導入計画に基づいて取得した固定資産 ※2	※2	先端設備導入計画認定書 等

※1 山形市市税条例第48条の2第1項

※2 裏面をご参照ください

※3 山形市市税条例附則第11条の2第14項

③ 減免

提出書類: 固定資産税減免申請書及び各種必要な書類 (※必要な書類についてはお問い合わせください)

根拠法令	対象資産	
山形市市税条例 第60条	第1号	災害により滅失し又は著しく価値を減じた固定資産
	第2号	貧困により生活のために公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
	第3号	公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)
	第4号	第1~3号のほか、特別の理由がある固定資産 (公益法人が専らその本来の事業の用に供する固定資産など)

✿お問合せ先 山形市役所 財政部 資産税課 償却資産係(2階24番窓口)
電話 023-641-1212 内線 319

課税標準の特例に係る課税標準の割合について

公害防止設備		
根拠法令	対象資産	課税割合
地方税法附則第15条第2項		
第1号	水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設	1/2 ※1
第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設	1/2
第3号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処理場	2/3
第4号イ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設(石綿が含まれているものその他これに類するもの)	1/2
第4号ロ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設(上記イ以外のもの)	1/3
第5号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	4/5 ※2

※1 山形市市税条例附則第11条の2第1項

※2 山形市市税条例附則第11条の2第2項

再生可能エネルギー発電設備						
根拠法令		対象資産			課税割合(※4)	
地方税法附則第15条第25項	山形市市税条例附則第11条の2	設備の種類	認定	規模		
第1号イ	第3項	太陽光発電設備 ※3	受けていない	1,000kW未満	1/2	
ロ	第4項	風力発電設備	受けている	20kW以上	1/2	
ハ	第5項	地熱発電設備	受けている	1,000kW未満	2/3	
二	第6項	バイオマス発電設備	受けている	10,000kW以上20,000kW未満	2/3	
第2号イ	第7項	太陽光発電設備 ※3	受けていない	1,000kW以上	3/4	
ロ	第8項	風力発電設備	受けている	20kW未満	3/4	
ハ	第9項	水力発電設備	受けている	5,000kW以上	3/4	
第3号イ	第10項	水力発電設備	受けている	5,000kW未満	1/3	
ロ	第11項	地熱発電設備	受けている	1,000kW以上	1/3	
ハ	第12項	バイオマス発電設備	受けている	10,000kW未満	1/3	

※3 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した設備に限る

※4 山形市市税条例附則第11条の2第3項～第12項

先端設備		
根拠法令	対象資産	課税割合
従前の地方税法附則第64条	従前の山形市市税条例附則第11条の2第17項	令和5年3月31日までに先端設備等導入計画に基づいて取得した固定資産
地方税法附則第15条第45項	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに先端設備等導入計画に基づいて取得した固定資産	3年間ゼロ
		3年間 1/2(賃上げ方針なし)
		5年間 1/3(賃上げ方針あり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得)
		4年間 1/3(賃上げ方針あり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得)

※ 詳細は山形市ホームページをご覧ください